

令和3年度山形県立左沢高等学校支援事業補助金
(資格取得支援事業) 交付要綱

(目的)

第1条 町は、山形県立左沢高等学校(以下「左沢高等学校」という。)の生徒の確保を目的として、就職や進学に資する資格又は免許(以下「資格等」という。)を取得するために要する費用の一部を、生徒の保護者並びに親権を有する者(以下「保護者等」という。)に対し、予算の範囲内において山形県立左沢高等学校支援事業補助金(資格取得支援事業)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。)に定めるほか、本要綱に定めるものところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、左沢高等学校に在学し、資格等を取得する生徒の保護者等とする。

(補助対象となる資格等)

第3条 補助対象となる資格等は、別表に掲げる資格とし、その他は町長が適当と認めるものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(補助対象となる費用)

第4条 補助対象となる金額は、令和3年度分に係る資格等を取得するために要した費用とする。

- (1) 資格等の受験料
- (2) 資格等の登録料
- (3) その他、町長が適当と認めた費用

2 前項に規定する金額に、給付金等の支給を受けた場合は、前項に規定する金額から給付金等の金額を差し引いた金額を補助対象とする。

(補助の金額)

第5条 補助金の額は、前条第2号に定める金額の合計の2分の1以内の額とし、100円未満の金額については切り捨てるものとする。

2 前項の上限は1人1年度につき20,000円とし、ひとつの資格等につき1回限りとする。

(交付申請及び交付請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、左沢高等学校長(以下「学校長」という。)を通じて、山形県立左沢高等学校支援事業補助金(資格取得支援事業)交付申請書兼交付請求書(様式第1号)を提出するものとする。

2 補助金の申請は、原則として1年分をまとめて年度末に申請するものとする。

(交付決定・支払通知)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 前項による補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を申請者に通知するものとし、併せて支払の通知をする。(様式第2号)

(変更交付申請)

第8条 前条第1項による補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 前項による変更申請があったときは、町長は速やかにその内容を審査し、変更交付決定並びに補助金の返還通知(様式第4号)を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 前条第2項の規定により補助金返還の通知を受けた申請者は、町長の指示に従い補助金を返還しなければならない。

2 町長は第6条による申請者の記載内容に誤りを認めるときは、決定した補助金の変更交付決定(様式第5号)を行い補助金の返還を求めることができる。この場合、申請者は前項の規定によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表

【情報関係】

- ・ 情報処理技能検定（日本情報処理検定協会）
- ・ 情報処理検定（全国商業高等学校協会）
- ・ 珠算・電卓実務検定（全国商業高等学校協会）
- ・ 簿記実務検定（全国商業高等学校協会）
- ・ ビジネス文書実務検定（全国商業高等学校協会）

【事務関係】 高校程度のものを対象とする

- ・ 実用英語技能検定 [準2級以上]
- ・ 日本漢字能力検定 [準2級以上]
- ・ 数学検定 [準2級以上]

【営業・販売・サービス関係】

- ・ フラワー装飾技能検定

【技術関係】

- ・ 日本農業技術検定
- ・ 小型車両系建設機械運転
- ・ 園芸装飾技能検定

※上記以外の資格等を取得する場合は、対象になるか事前に大江町教育委員会までご連絡ください。